

施策体系番号

2-1

## 災害に強く強靱なまちづくり

## 目標(めざす姿)

自然災害に対して、市民・事業者等と行政が日頃から協力して備えることで、災害に強く強靱なまちを目指します。

## 現状・課題

1 平成30(2018)年6月の大阪府北部地震では大阪府内で観測史上初となる震度6弱を記録し、また、同年9月の台風第21号では最大瞬間風速が54メートル/秒を超え、これらの災害に伴う罹災証明書の発行件数はそれぞれ22,775件、6,823件となるなど、本市は甚大な被害を受けました。実際に被災地となったことによる市民の防災に対する意識の変化や、災害対応における課題と教訓を踏まえ、各種対策を講じることで、今後発生が危惧される災害に備えていく必要があります。

特に、災害発生時における行政の対応(公助)には限界があることから、まずは、自助力の強化を図るため、平時からの防災意識の向上や、災害時の情報収集など、市民自らが防災に関する取組を進めていく必要があります。また、共助力の強化を図るため、自主防災組織を取り巻く課題を整理し、在り方を見直す必要があります。さらに、災害時の避難所運営に関しては、支援する側と支援を受ける側という構図にならないよう、訓練等を通じて、防災意識向上を図り、市民にも避難所の運営に携わっていただく必要があります。



<市全域大防災訓練>  
市民が主体となった避難所運営訓練により、自助・共助の意識を向上

2 近年、下水道の計画降雨(時間降雨量 48 ミリ)を大きく上回る集中豪雨等の多発や、都市化の進展に伴う雨水の流出形態の変化などにより、内水氾濫<sup>45</sup>が発生するようになりました。本市でも、平成 24 (2012) 年 8 月に時間最大降雨量 110 ミリというこれまで経験したことのない集中豪雨により、床上・床下合わせて約 900 件という甚大な浸水被害が発生しました。これを受け、本市は「総合雨水対策基本方針」及び「総合雨水対策アクションプラン」を策定し、これまでの計画降雨への雨水対策に加え、浸水リスクの高さや被害の大きさ等を総合的に判断し、地域特性に応じた

効果的かつ効率的な超過降雨対策を実施しています。具体的には、浸水多発地区を中心に重点区域を定めて雨水貯留施設等のハード整備を行うとともに、土のうステーション<sup>46</sup>の活用等、自助・共助を支援するソフト対策を組み合わせ、浸水被害の軽減に取り組んでいます。また、浸水被害を最小限に抑えるには、止水板や土のうで浸水を防ぐなど、自ら速やかに行動することも重要であり、市民・事業者等と行政が、水害に対する危機意識を共有し、連携して対策の強化を図る必要があります。



<雨水貯留施設>  
集中豪雨の際、雨水を一時的に貯留し、浸水被害を軽減。安満遺跡公園、高槻城公園内に整備

3 全国各地で甚大な被害を及ぼす水害が多発しており、淀川流域においても平成 25 (2013) 年台風第 18 号において、桂川で堤防を越水し、大きな被害が発生したほか、枚方水位観測所では氾濫注意水位を超過しました。また、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨では日吉ダムなどで異常洪水時防災操作が実施されるなど、淀川水系においても、計画規模を超える洪水がいつ発生してもおかしくない状況にあります。治水・土砂災害対策については、管理者である国や大阪府において、

被害を軽減するための施設整備を行っているものの、これらの整備には莫大な費用と時間が必要となります。本市としては、人命を守ることを最優先とし、ハード整備の推進だけでなく、地域防災力の向上を図るためのソフト対策を総合的、効率的に組み合わせ実施していくことが重要となることから、国や大阪府、地域との連携を図りながら、治水・土砂災害対策に取り組んでいく必要があります。

<sup>45</sup> 内水氾濫：都市に降った雨が河川等に排水できずに、市街地の建物や道路などが浸水すること。

<sup>46</sup> 土のうステーション：浸水被害に備え、大雨等のとき、地域の方々が自由に使える土のうの置き場のこと。土のうステーション 1 基に、10kg の土のうが約 100 袋入っている。

## 施策の方向

### ① 強靱なまちづくり

大阪府北部地震などを踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」をつくりあげる施策を推進していくために策定した国土強靱化地域計画を基本に、防災や減災、迅速な復旧に資する取組を推進することで、持続的な成長・発展を支えるとともに、安全・安心な地域づくりを目指します。

### ② 防災意識の向上

大阪府北部地震等での被災経験を踏まえ、市民による建物等の適正な維持管理や非常備蓄品・持出品の準備、ハザードマップ<sup>47</sup>の確認やタイムラインの作成などによる災害リスクの把握、防災情報の理解などを促進し、市民の防災力や防災意識の向上を図ります。

### ③ 情報伝達体制の強化

災害時における市民の安全確保や適切な避難行動に向け、防災行政無線からの屋外放送を始め、インターネットを用いた情報発信や避難所での情報の掲示など、様々な手段を用いて、情報伝達を行います。また、災害時には、市民自らが情報収集を行い、適切な避難行動をとることができるよう、情報の取得方法等の啓発に努めます。

### ④ 地域の自主的な防災活動の充実

「みんなの安全・安心は地域で守る」という共助により、地域住民が協力して取り組む自主的な防災活動の充実を図るため、自主防災組織の平時からの取組や訓練の実施等を支援します。また、災害時における迅速な避難や被害の軽減につながる地区版ハザードマップや、地域住民が避難所運営に携わるために必要な避難所運営マニュアルは、女性・高齢者や障がい者などに配慮するとともに、感染症対策に対応したものとし、これらを踏まえた地区防災計画の策定につなげます。加えて、地域における防災意識の啓発や防災活動の活性化を担う防災指導員を育成し、地域防災力の向上を図ります。

### ⑤ 災害対応力の強化

大阪府北部地震等の災害対応を踏まえ、業務継続計画（BCP）<sup>48</sup>に基づき、災害応急業務などの非常時優先業務を確実に実施できるよう、図上訓練の実施や各種災害対応マニュアルの充実などを行い、市の災害対応力の強化を図ります。また、災害時における他自治体や防災関係機関等からの応援を適切に活用できるよう受援体制の整備を図るとともに、平時から訓練などを通じて顔の見える関係を構築し連携を図ります。

<sup>47</sup> ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

<sup>48</sup> 業務継続計画（BCP）：災害時、行政も被災し、人・物・情報等の利用できる資源に制約がある状況下で、災害対応等の業務を適切に行うための計画。

## ⑥ 避難所の環境整備

ソフト対策として、避難生活者や地域住民に迅速かつ正確な情報を発信できるよう、災害対策本部と避難所との情報の共有・伝達を図るため、タブレット端末を配置するとともに、持続的な避難所運営ができるよう方面隊<sup>49</sup>の体制整備に努めます。また、ハード整備として、断水時のトイレ環境の向上を図るためマンホールトイレの整備を推進することに加え、更なるバリアフリー化の実施や空調の整備など、良好な避難生活を確保するため避難所の環境整備を図ります。さらに、電気自動車や大型蓄電池の導入による停電対策、感染症対策を踏まえた避難所環境の整備に努めます。

## ⑦ 総合雨水対策の推進

### (1) 雨水対策施設の整備

浸水が多発する重点区域において、計画降雨を超える降雨時のピーク流出量を抑えるため、雨水貯留施設や雨水流出抑制施設の整備を行うとともに、民間の開発時における保水機能の保全や雨水対策施設の整備を促進します。

また、計画降雨の雨水整備については、地域の状況等を考慮し、選択と集中を行い、浸水リスクの高いエリアを優先した雨水整備を行うなど、未整備地区解消に向け取り組むとともに、くぼ地など地形特性等により浸水が多発する地域については、局所的な対策を併せて実施します。

### (2) 自助・共助の取組への支援

水害・土砂災害ハザードマップについて、これまでの出前講座に加え、国や大阪府と連携した取組を行うなど更なる啓発に努めます。また、土のうステーションについて積極的な周知、啓発を行い、活用促進を図ります。

## ⑧ 治水・土砂災害対策の推進

治水対策や土砂災害対策については、ハード整備の事業主体である国や大阪府に対し、一層の推進を要望します。また、ソフト対策として、土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転、補強支援を行うほか、関係機関や地域と連携し防災訓練等を行うなど、地域防災力の向上を図ります。

<sup>49</sup> 方面隊：施設管理者と協力し、指定避難所の開設、運営等を行う避難所担当の市職員。

## 主な本市の関連計画

国土強靱化地域計画、地域防災計画、総合雨水対策アクションプラン

### ▶ 指標と目標値

| 指標名                             | 現状値                   | 令和12年度目標値 |
|---------------------------------|-----------------------|-----------|
| 防災情報に関するSNS <sup>50</sup> の登録者数 | 24,800人<br>(令和2年7月時点) | 70,000人   |
| 雨水貯留施設の整備箇所数                    | 1か所<br>(令和元年度)        | 4か所       |
| マンホールトイレの整備箇所数                  | 6か所<br>(令和元年度)        | 59か所      |

<sup>50</sup> SNS：Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。最近では、社会や組織の広報としての利用も増えている。

施策体系番号

2-2

## 消防・救急体制の充実

## 目標(めざす姿)

消防・救急体制の強化が図られ、市民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。

## 現状・課題

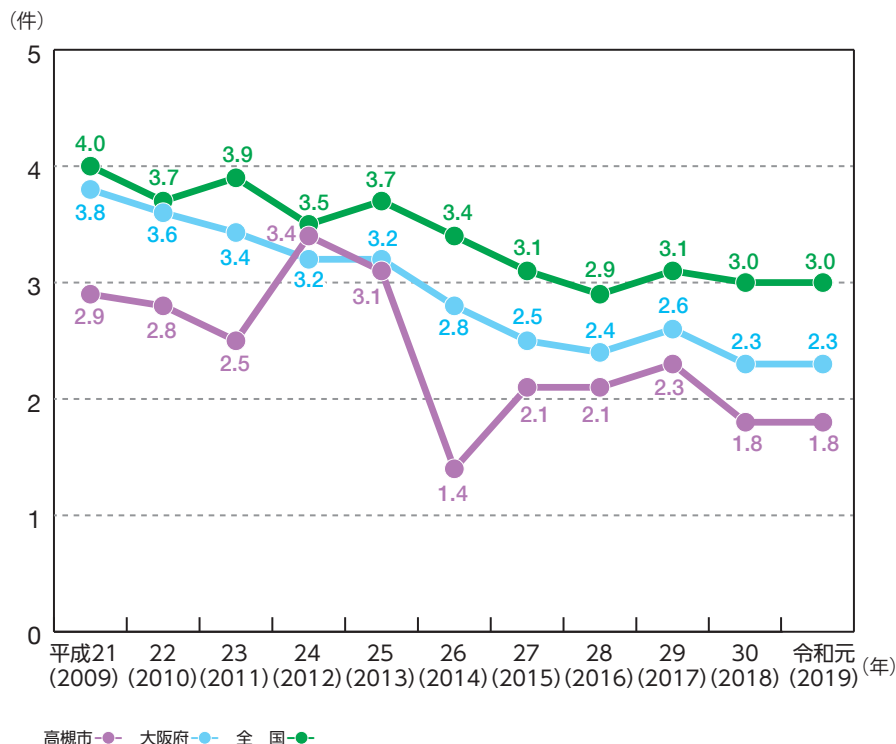
1 消防力の確保や充実に向け、消防署所については、防災拠点としての機能を低下させないため、老朽化する消防施設の維持補修や庁舎設備の更新のほか、業務継続計画（BCP）を踏まえた設備を整備する必要があります。

2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全・安心を確保するため、消防団

の装備や施設の充実強化、各種訓練が実施可能な環境を整備する必要があります。

3 本市の出火率（人口1万人あたりの出火件数）は、全国平均と比べ低くなっていますが、毎年、火災原因の上位を占める「放火による火災」を予防するため、火災予防の啓発を引き続き推進していく必要があります。

1万人あたりの火災発生件数の推移



(資料) 総務省消防庁「消防白書」を基に作成

基本計画

分野1

分野2

分野3

分野4

分野5

分野6

分野7

分野8

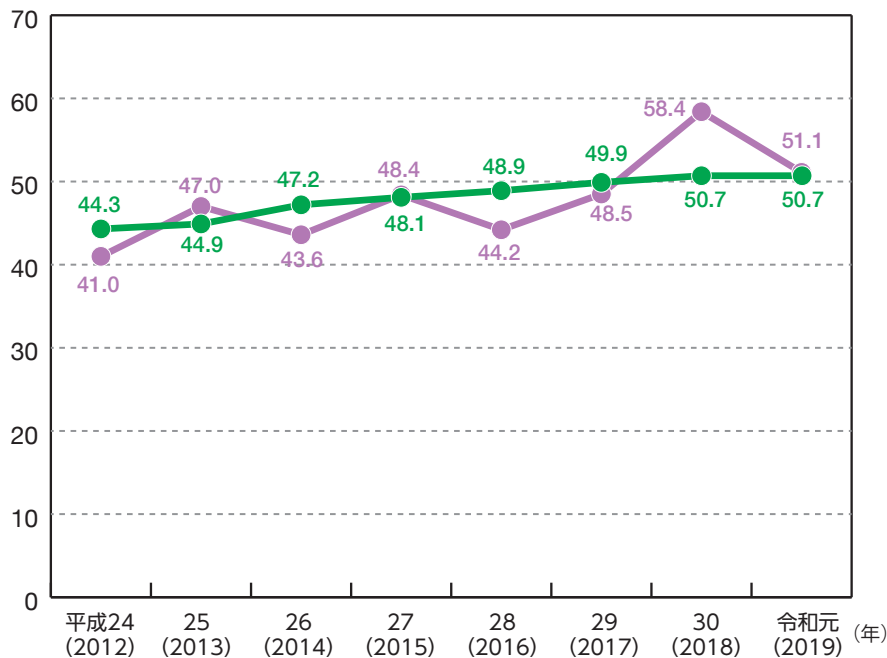
4 住宅火災による逃げ遅れを防ぐためには、火災の発生を早期に覚知することが重要となります。住宅防火対策の推進として、条例基準に適合した住宅用火災警報器の更なる設置促進や、設置済みの住宅用火災警報器の適正な維持管理について、自治会訓練等を通じて積極的な広報活動を継続していく必要があります。

5 防火対象物及び危険物施設に対する査察については、防火管理・保安体制・消防用設備等設置状況・危険物取扱設備の状況等を検査し、消防法令に適合するよう必要な指導を行います。また、不特定多数の者等が利用する防火対象物に関する重大な消防法令違反が判明した場合には、防火対

象物情報とその違反情報を公表し、是正されない場合には、措置命令権を行使するなど、安全の確保に努める必要があります。

6 平成30(2018)年の心肺停止傷病者に対するバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法実施率は58.4%で、初めて50%を超えました。引き続き、AED<sup>51</sup>の的確な活用や心肺蘇生法の普及を推進するため、普通救命講習の受講者増加に向けた応急手当の普及啓発活動を行うとともに、常に新しい知識の取得と技能の維持向上に向けて、修了者に定期的な受講を呼びかけ、更なる救命率及び社会復帰率の向上につなげていく必要があります。

(%) 心肺停止傷病者に対するバイスタンダーによる心肺蘇生法実施率の推移



高槻市 ● 全国 ●

(資料) 総務省消防庁「救急・救助の現況」を基に作成

7 更なる救命率及び社会復帰率の向上を図るため、救急救命士<sup>52</sup>の資格取得や救急救命処置拡大に伴う各種認定救命士の養成のほか、指導救命士による救急救命士の再教育及び救急隊員の教育体制を確立するなど、救急業務全般の質的向上を図る必要があります。

8 近年の異常気象により、住宅密集地において大規模火災が発生するおそれがあるほか、南海トラフ巨大地震<sup>53</sup>の発生が危惧されており、大規模災害への対応を検討する必要があります。

<sup>51</sup> AED：心臓の致命的な不整脈を感知して電流を流し、心臓を正常に戻すことができる機器。

<sup>52</sup> 救急救命士：傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする者。また、各種の認定を受けた場合、気管挿管や薬剤投与といった特定の医療行為が可能となる。

<sup>53</sup> 南海トラフ巨大地震：駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源として繰り返し発生してきた大規模地震。南海トラフ地震が発生すると、太平洋沿岸の広い範囲で強い揺れと大津波の襲来が想定されている。

## 施策の方向

### ① 防災拠点機能の強化

老朽化する消防施設の設備について、環境に配慮した高効率な設備に更新するとともに、庁舎の長寿命化を図るため適切な維持補修を実施するほか、業務継続計画（BCP）を踏まえ、マンホールトイレや受水槽の整備を図ります。

### ② 地域防災力の充実強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団員の確保に取り組むとともに、個人装備や各種資機材等の充実、訓練施設の整備等の支援を行います。

### ③ 火災発生件数の低減等の推進

市民の防火・防災意識の高揚と火災・震災時の初期対応に関する啓発・普及を推進し、火災発生件数の低減を目指します。また、条例基準に適合した住宅用火災警報器の設置を一層促進するなど、住宅火災による被害の低減を図ります。

### ④ 防火管理・保安体制の指導強化と違反是正の推進

防火対象物や危険物施設に対して最新の消防法令改正を踏まえた基準に適合するよう指導を行うとともに、重大な消防法令違反に対して防火対象物情報及びその違反情報を公表するなど、措置命令権を行使し安全の確保に努めます。

### ⑤ 救急業務の高度化の推進

救急救命士の資格取得、救急救命処置拡大に伴う各種認定救命士の養成により、救命率及び心肺停止傷病者の1か月生存率・社会復帰率の向上に努め、指導救命士による救急救命士の再教育及び救急隊員の教育体制を確立し、救急隊員の人的及び質的向上に努めます。

### ⑥ 応急手当の普及啓発の促進

救命率及び大規模災害時における「自助・共助」による救助能力の向上を目指し、応急手当講習等の普及啓発に努め、AEDの的確な活用や心肺蘇生法の普及を推進することで、市民等との協働に更に取り組みます。

### ⑦ ICT<sup>54</sup> 技術を活用した消防力の強化

大規模火災等の災害発生時、被害予測や情報収集等に先進技術を活用し、限られた消防力の効率的な運用を図ります。

<sup>54</sup> ICT: Information and Communication Technology の略で、情報通信技術を表す言葉。日本では IT (Information Technology) が同義で使われているが、IT に「Communication (コミュニケーション)」を加えた ICTの方が、国際的には定着している。



## 主な本市の関連計画

地域防災計画、国土強靱化地域計画

### ▶ 指標と目標値

| 指標名                            | 現状値                               | 令和12年度目標値                          |
|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1万人当たりの火災発生件数<br>(10年間の平均値)    | 2.3件<br>(令和元年)                    | 2.2件                               |
| 住宅用火災警報器の設置率                   | 81%<br>(令和元年)                     | 100%                               |
| 普通救命講習Ⅰ(普及員が行った普通救命講習Ⅰ含む)の受講者数 | 12,434人<br>(平成27年から<br>令和元年までの累計) | 44,000人<br>(平成27年から<br>令和12年までの累計) |
| 認定救急救命士の養成人数                   | 72人<br>(令和元年度)                    | 84人                                |

施策体系番号

2-3

# 防犯活動の推進と 消費者の安全・安心の確保

## 目標(めざす姿)

犯罪などの日常生活におけるリスクに対し、行政（市・警察）と市民、団体などが常日頃から連携することで、犯罪の抑止が図られるとともに、安全な消費生活の確保が図られ、市民が安全に安心して暮らせるまちを目指します。

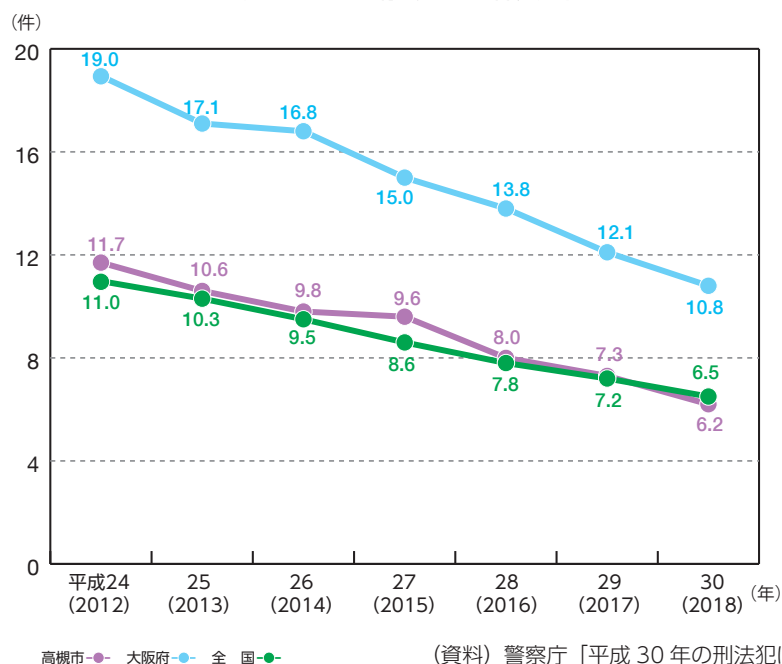
## 現状・課題

1 本市では、児童の安全・安心の確保や犯罪抑止などのため、全市立小学校 41 校の通学路に防犯カメラを設置・運用しています。また、子どもや女性を狙った犯罪を抑止するため、自治会が設置する防犯カメラへの補助に加え、ひったくり防止カバーや空き巣防犯啓発板の配布など、市民に対する防犯啓発に取り組むとともに、青色防犯パトロールなどの防犯活動を実施し、犯罪の抑止を

図ってきました。高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会による防犯活動に加え、本市における各種取組により、本市の刑法犯認知件数は年々減少しています。

しかしながら、子どもへの声かけ事案や女性を狙った犯罪、高齢者等を狙った特殊詐欺<sup>55</sup>などは依然として発生しており、引き続き、高槻警察署や高槻警察署管内防犯協議会等と連携し、防犯

千人当たりの刑法犯認知件数の推移



<sup>55</sup> 特殊詐欺：被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した口座への振込みなどの方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。「オレオレ詐欺」「架空料金請求詐欺」などが含まれる。

活動を展開していく必要があります。

通学時における子どもたちの安全確保に向けて、通学路上の危険箇所については、引き続き関係機関と連携して、改善や対応を行うとともに、周辺環境の整備等の調整を図る必要があります。また、子どもたちの登下校時の見守り活動については、高齢化等により、セーフティボランティア<sup>56</sup>の登録者数が減少傾向にあり、継続的に担い手を確保する必要があります。

**2** 消費者を取り巻く環境は、グローバル化<sup>57</sup>や情報化の進展等により、多様化・複雑化し、地域や家族のつながりが弱まる中、消費者被害も深刻化しています。また、高齢化が更に進み、消費者トラブルや特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者が増加することに加え、令和4（2022）年4月に成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年層への消費者被害の拡大も懸念されます。

このような状況にある中、誰もが安全に安心して豊かな消費生活を営むことができる社会を実現するためには、消費者が商品やサービスについて正確で十分な情報を入手することにより、適正な取引がなされ、被害が生じた場合でも救済や再発防止の措置が適切にとられることが重要であることから、様々な機会を捉え、情報提供や啓発活動などを行っていく必要があります。

若年層への消費者教育<sup>58</sup>については、成年年齢の引下げを見据え、関係機関との連携の強化が重要となります。また、高齢者については、本人だけでなく、家族や支援者等に対して消費者トラブルやその解決につながる情報、特殊詐欺被害の未然防止につながる情報等、包括的な情報発信・啓発などを強化する必要があります。

あわせて、若年層や高齢者だけでなく、様々なライフステージに応じた消費者教育、啓発を推進していくことが重要となります。

## 施策の方向

### ① 防犯活動の推進

積極的な防犯活動の推進を図るため、高槻市・島本町安全なまちづくり推進協議会の下、市民・事業者・警察・高槻警察署管内防犯協議会などと連携し、防犯活動を展開していきます。本市域に影響のある事案が発生した際に、市民の身の安全を確保できるよう、体制を構築し、不測の事態に備えます。

### ② 子どもの見守り活動などの推進

子どもの安全確保や犯罪抑止を図るため、防災行政無線の活用や青色防犯パトロールの実施により、住民に協力を呼びかけるなど、地域での子どもの見守り活動を推進します。

通学路については、地震事故の教訓を踏まえ、交通安全、防犯に加え、防災の観点からも、関係機関とともに学校、PTA、地域住民との連携の下、登下校時の安全確保に取り組みます。加えて、セーフティボランティアの担い手や「こども見守り中」の旗掲示協力者の確保を通じ、登下校時の見守り活動を推進することで、子どもを見守り育てる地域づくりに努めます。



<子ども見守り活動の様子>

<sup>56</sup> セーフティボランティア：地域や保護者の方々が、主に小学生の登下校時に、通学路や交差点、校門前等に立ち、子どもたちの安全を見守る取組。

<sup>57</sup> グローバル化：情報通信技術の進展、交通手段の発達、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国境を越えた移動が活発化し、文化、経済、政治などの活動やコミュニケーションが地球規模で統合、一体化されること。

<sup>58</sup> 消費者教育：消費者が自らの権利と役割を理解し、それに基づいた意思決定や消費行動が可能な自立した消費者を育成するための消費生活に関する教育。

### ③ 街頭犯罪や女性・子どもを狙った犯罪の抑止

街頭犯罪や女性・子どもを狙った犯罪を抑止するため、警察と連携を図り、既存防犯カメラの適切な管理運用を行い、犯罪抑止に努めるほか、自治会による防犯カメラの設置を支援します。また、ひったくり防止カバーの配布など防犯啓発を行うことで、街頭犯罪を抑止し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

### ④ 特殊詐欺等被害の未然防止

高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法の被害から市民を守るため、広報誌等を活用した情報提供や警察などと連携した被害防止を呼びかける啓発に取り組みます。

### ⑤ 消費生活相談業務の充実

消費生活相談の複雑化や高度化に対応するため、人材育成等による消費者行政機能の強化に取り組むとともに、関係機関等との連携を図り、高度で専門的な相談への対応力を強化します。

### ⑥ 消費者教育の推進

消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を未然に回避したり、被害に遭った場合に適切に対応する能力を身につけるための消費者教育を推進します。

若年層については、教育現場や関係機関と連携し、若年層を取り巻くトラブルやその被害防止についての情報発信や啓発活動を実施します。また、消費者トラブルに遭いやすい高齢者については、高齢者本人だけでなく、その家族や支援者への積極的な啓発活動に取り組みます。

#### ▶ 指標と目標値

| 指標名           | 現状値                   | 令和 12 年度目標値 |
|---------------|-----------------------|-------------|
| 千人当たりの刑法犯認知件数 | 6.2 件<br>(平成 30 年)    | 4.8 件       |
| 消費者啓発事業参加人数   | 1,918 人<br>(平成 30 年度) | 2,000 人     |